

# 誓 約 書

令和 年 月 日

旭 川 市 長

団 地 号
入居者（名義人） 氏 名 印
電 話 ー
自動車使用者名 印

このたび上記団地内敷地自動車保管場所に自らが使用する自動車を保管するに際し、次の事項を誓約します。

## 言 己

- 1 自動車を格納するための工作物（車庫）は設置しません。
- 2 既設増築物を車庫に模様替えしません。
- 3 市営住宅の管理上支障となる行為や他の入居者の迷惑になる行為は一切しません。
- 4 承諾（許可）を受けた者以外の者に保管場所を使用させません。
- 5 道路の新設、拡張および住宅の建替等、市において必要あるとき、または住宅の明け渡しに際しては、保管場所を返還し自動車を他の場所に移します。
- 6 団地集会所、その他公の施設のための使用、および同一団地内に2ヵ所以上の駐車スペースがある場合の全体調整のために自動車の保管場所が変更になっても異議ありません。
- 7 当団地において規定されている使用規則を遵守します。
- 8 市営住宅内の道路その他付帯施設を損傷したときは、すみやかに原状に回復します。

※ 前各号の一に違反した場合は、承諾（許可）を取消されても異議はありません。